

中央合同事務所ニュース

2025年春号

事務所を移転しました!!

司法書士法人中央合同事務所は、令和7年1月29日、主たる事務所を浜松市中央区曳馬五丁目11番5号に移転しました。

- 遠州鉄道曳馬駅から徒歩6分です。
- 二俣街道沿いで、駐車場もあります。
- ※お越しの際はインターホン（1階）を押してください。

電話番号/ファックス番号も変更になりました。

- 電話番号 053-523-8890
- ファックス番号 053-523-8891



事務所移転のご挨拶

司法書士 内納 隆治

司法書士法人中央合同事務所を静岡県浜松市中央区中央二丁目12番5号から、静岡県浜松市中央区曳馬五丁目11番5号に移転しました。当法人を存続させるために主たる事務所の移転を決断いたしました。

当法人の創設者でもある古橋清二が膵臓癌により、令和4年12月18日に亡くなりました。64歳でした。

令和4年2月に癌との告知を受け、仕事を離れ、療養してきましたが、令和4年12月18日に目覚めることはありませんでした。癌を克服し皆様に笑顔で会える日を楽しみにしていましたが、それも叶わず、とても残念です。

前代表の神谷忠勝は、病気療養のため、令和5年2月28日をもって当事務所を脱退しました。これに伴い私が代表となりました。本来であれば、古橋清二が亡くなったことや、代表の交代などは、その都度、皆様にお伝えすべきことと思います。しかしながら、古橋清二の遺族の意向により、お知らせすることができておりませんでした。

古橋清二は、多くの想いを遺していきました。その1つに司法書士法人中央合同事務所があります。司法書士は法人化することで、1人の司法書士が仕事に対応することが出来ない状態になっても、法人として他の司法書士が依頼者に迷惑をかけることなく仕事を引き継ぐことができます。また、個々の司法書士の入れ替わりがありましても、依頼に対して法人としてノウハウをもとに一貫した対応が可能です。実際、古橋清二が令和4年2月に癌との闘病生活に入った後も、法人として、仕事にあたってきました。

私は、平成30年12月に当事務所の門をたたいてから、古橋清二の姿を見て、いろいろと学んできました。私は、古橋清二の最後の弟子として、古橋清二の想いの詰まった司法書士法人中央合同事務所を古橋清二のマインドとともに引き継いでいきます。そして、いずれは、古橋清二の想いに私の想いをふりかけて、次の司法書士へと引き継いで行こうと思っています。このように古橋清二の想いを根幹とした司法書士法人中央合同事務所を遺していきたいと思っております。

皆様には、古橋清二逝去、神谷忠勝脱退のご報告が遅れましたこと、誠に申し訳なく、お詫び申し上げます。

今後とも、司法書士法人中央合同事務所にならざるご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

新刊ご案内

所有者不明土地 解消・活用のレシピ
民法・不動産登記法・相続土地国庫帰属法の徹底利用術
第2版

中里功・神谷忠勝・倉田和宏・内納隆治 著
発行 民事法研究会 令和6年9月24日発行
A5判・581頁 価格:税込6,380円

令和5年4月1日より、所有者不明土地等の問題解決の新たな手段が利用できるようになりました。

所有者不明土地建物の持分の取得、所有者不明土地建物管理人の選任、管理不全土地建物管理人の選任、共有物の変更・管理許可決定などにより、相続人のいない土地建物、空き家、共有物としての株式などの問題が解消できるようになりました。その解決に向けて4人の司法書士が議論しています。

令和5年1月21日に発刊した第1版に改正法施行後の書式記載例、実務の運用を詳解し、令和5年4月27日から開始された相続土地国庫帰属制度に関する章を新に加えました。

当事務所では、相続土地国庫帰属制度について受任しております。

まずは、ご相談ください。

